

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（４）

### - 刑事手続への関与拡充への取組について（基本法第 18 条関係） -

#### 重点課題

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第 18 条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

#### 基本的施策

##### 基本法第 18 条関係

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

##### 〔現状認識〕

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の推移及び結果に重大な関心を有し、その正当な解決を期待するのは当然である。刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度としては、平成 12 年に行われた刑事訴訟法の改正により、被害者の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲が拡大されるなどしている。少年保護事件においては、同年の少年法の改正により家庭裁判所による被害者の意見聴取の制度が導入されるなどしている。また、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等の要望が寄せられており、現状について、犯罪被害者等は証拠品に過ぎないと批判する意見もある。

##### （上記〔現状認識〕に対する井上構成員意見）

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等の要望が寄せられており、現状について、犯罪被害者等は証拠品として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。

##### （上記意見に対する内閣府意見）

特段の異論がなければ、井上構成員意見のとおり、修正することとしたい。

[ 今後講じていく施策 ]

(1) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。【法務省】

(上記「(1)」に対する岡村構成員意見)

以下を付け加えるべきである。

- 1 法務省において、被害者等からの被害届及び告訴手続後、警察が捜査を行わない場合には、被害者等が裁判所に対し捜査の開始を命ずる申立てをすることができる制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】
- 2 法務省において、不起訴にする場合には、被害者等に対し十分な情報を提供した上で事前に意見をきかなければならないとする制度、および(捜査段階で)加害者を釈放する場合にも事前に被害者等の意見を聞かなければならないとする制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】
- 3 法務省において、不起訴裁定については、その理由の具体的内容を文書で犯罪被害者等に告知しなければならない、という制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記意見に対する内閣府意見)

1については、第3回検討会の安全の確保(基本法第15条関係)において検討いただき、意見の一致は見られなかったものと承知しており、原案どおりとしたい。

なお、意見の一致を見なかった施策についても、関係省庁において引き続き必要な検討がなされるものと認識している。

2については、(13.不起訴事案に関する適切な情報提供)「不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】」、(19.保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実)「法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】」のとおり意見の一致を見たもの

であり、原案どおりとしたい。

3については、(13.不起訴事案に関する適切な情報提供)「不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】」のとおり意見の一致を見たものであり、原案どおりとしたい。

(2) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施

法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲・第12条関係・ただし、一部変更した。)

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するように努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記「(4)」に対する岡村構成員意見)

1 表題部を以下のように修正すべきである。

起訴状・冒頭陳述・論告要旨・控訴趣意書等の内容を記載した書面の各謄本の事前交付についての検討と施策の実施

2 本文を以下のように修正すべきである。

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、原則として、起訴状および控訴趣意書は公判前に、冒頭陳述および論告要旨については公判で読み上げる際に交付する(ただし、交付が公判への悪影響や関係者のプライバシーなどを侵害する場合等においては、例外的にその要旨を交付する)とともに、さらに犯罪被害者等が説明を求めた時は検察官において分かりやすく説明す

~~る公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するように努めるとともに、事案並びに必要性および相当性にかんがみ、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】~~

(上記意見に対する内閣府意見)

御提示に係る内容も含め、法務省において検討されるものとして内閣府原案のように意見の一致を見たものと承知しており、原案どおりとしたい。

(5) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。【法務省】

イ 法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

(上記「(5)イ」に対する岡村構成員意見)

以下のように、修正すべきである。

法務省において、~~刑事裁判の公判期日の決定について、~~被害者からの希望があるときは、それを考慮するよう検察官から裁判長に伝えるようにする検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

(上記意見に対する内閣府意見)

原案においても、基本的に犯罪被害者等からの希望があれば、検察官から裁判長に対し、考量を願う趣旨で裁判長に伝えることとなるものと解される。よって、原案どおりとしたい。

(6) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民にわかりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。【法務省】

(7) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請

求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(再掲・第12条関係・ただし、一部新たに付加した。)

(8) 日本司法支援センターによる支援(脱字による加筆修正)

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図っていく。

【法務省】(再掲・第12条関係)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。

【法務省】(再掲・第12条関係)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

【法務省】(再掲・第12条関係)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携すること。

【法務省】(再掲・第12条関係)

(上記「(8)エ」に対する井上構成員意見)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に~~な~~連携することを図る。

【法務省】(再掲・第12条関係)

(上記意見に対する内閣府意見)

井上構成員意見のとおり、修正することとしたい。

(9) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。

【法務省】

(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記「(10)」に対する大久保構成員意見)

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、犯罪被害者等による少年審判の一部ないし全部の傍聴など犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、特段の異論がなければ、以下のとおり、修正することとしたい。

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴その他の犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(11) 刑事・民事の手続に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】

イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

ウ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。【警察庁・法務省】

(12) 捜査に関する適切な情報提供



ア 警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努めていく。【警察庁】

**(上記「(12)ア」に対する岡村構成員意見)**

以下のように、修正すべきである。

警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被疑者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努めていき、特に長期未解決事件については一定の期間毎に被害者等に進展状況を報告する制度を創設することについて、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

また実況見分調書、検証調書、鑑定書などの客観的証拠については閲覧謄写を認め、被害者等および目撃者の供述調書などについては、裁判所による許可にかからしめた上で、被害者の弁護人に閲覧謄写を認める制度を創設することについて、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【警察庁】

**(上記意見に対する内閣府意見)**

前段部分の長期未解決事件に係る御提示の内容については、第4回検討会において、警察庁の職員たる構成員より、「さらに充実することができるかどうか、検討してみたい」旨の発言がなされている(第4回議事要旨27ページ)ことを踏まえ、検討いただきたい。

後段部分の実況見分調書等の閲覧謄写等に係る御提示の内容については、検討会において、意見の一致を見なかったものと承知しており、原案どおりとしたい。

なお、意見の一致を見なかった施策についても、関係省庁において引き続き必要な検討がなされるものと認識している。

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努めていく。【法務省】

ウ 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】(再掲・第12条関係)

**(13) 不起訴事案に関する適切な情報提供**

ア 不起訴記録の弾力的開示の周知徹底を行う。

【法務省】(再掲・(12)ウ・第12条関係)

イ 不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査へ

の支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】

**(上記「(13)」に対する岡村構成員意見)**

以下のような骨子にすべきである。

**(13)の1 不起訴事案に関する適切な情報提供**

法務省において、犯罪被害者等に対し、全ての不起訴記録の閲覧謄写を権利として認める制度(ただし、プライバシーを侵害するおそれがあるときは、裁判所の許可にかからしめ、かつ被害者の弁護士に閲覧謄写させる制度とする)について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

**(13)の2 公判不提出記録に関する適切な情報提供**

法務省において、犯罪被害者等に対し、公判不提出記録のうち被告人・弁護人に開示されたものは全て閲覧謄写できることを権利として認める制度(ただし、プライバシーを侵害するおそれがあるときは、公判裁判所とは別の裁判所の許可にかからしめ、かつ被害者の弁護士に閲覧謄写させる制度とする)について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

**(上記意見に対する内閣府意見)**

(13)の1については、検討会において、意見の一致を見なかったものと承知しており、原案どおりとしたい。

なお、意見の一致を見なかった施策についても、関係省庁において引き続き必要な検討がなされるものと認識している。

(13)の2については、検討会において、「第4回検討会において積み残した検討事項に関する法務省説明資料」を踏まえ、検討いただきたい。

**(14) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実**

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】(再掲・第15条関係)

**(15) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充**



法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】(再掲・第15条関係・ただし、一部新たに付加した。)

(上記「(15)」に対する大久保構成員意見)

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、**被害者支援専従の**更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】(再掲・第15条関係・ただし、一部新たに付加した。)

(上記意見に対する内閣府意見)

6月27日付け法務省回答「大久保構成員の第4回検討会に関する質問及び要望について」において、「加害者の処遇に携わる職員とは別に、専ら犯罪被害者等の方々に対応する職員の配置方策について検討する」旨の回答がなされていることにかんがみ、大久保構成員意見を踏まえた検討を法務省が行うことを確認した上で、原案どおりとしたい。

(上記「(15)」に対する岡村構成員意見)

法務省において、**被害者からの希望があった場合は、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所に関する情報だけでなく、服役中の動向に関する情報、刑期満了後又は退院後の住所移動、並びに職場などに関する情報を継続的且つ**~~について~~**の情報を適切に提供していく**~~制度について、ほか~~**さらに、**更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】(再掲・第15条関係・ただし、一部新たに付加した。)

(上記意見に対する内閣府意見)

御提示に係る情報の提供も含め、法務省において検討する趣旨で内閣府原案のとおり意見の一致をみたものと承知しており、原案どおりとしたい。

**(上記「(15)」に対する岡村構成員意見)**

**法務省において、13歳以上に対する性犯罪等の犯罪者に関する情報について、平成17年6月1日より施行されている施策を早急に実施する。**

**法務省において、上記加害者情報提供制度について広報活動を行い、被害者に対する周知を徹底する。**

**(上記意見に対する内閣府意見)**

**御提示に係る内容については、検討会において、検討いただきたい。**

**(16) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施**

法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

**(17) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた加害者処遇の充実**

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】

イ 保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。【法務省】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。

【法務省】

**(18) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実**

仮釈放に際し、地方更生保護委員会において、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所において、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。【法務省】

**(19) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実**

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】

**(20) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施**

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】

- (21) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施  
法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】

- (22) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。

【法務省】

- (23) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】

#### (付け加えるべき骨子案についての岡村構成員意見)

以下のように、長期未解決事件についての制度を設けるべきである。

- (24) 警察庁において、未解決事件解決のために、被害者等が懸賞金をかけて情報提供を受けこれによって事件が解決したときは、国が懸賞金を弁償する制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【警察庁】

以下のように、民事訴訟の住所地の選択についての制度を設けるべきである。

- (25) 法務省において、被害者が加害者に対して住所を知られることを望まない場合に、民事訴訟上の訴状に記載すべき被害者等の住所については、警察署または代理人弁護士の事務所所在の住所地でも良いものとし、真実の住所については、当該公的機関および管轄の裁判所に通知する制度について、必要な検討を行い、1年

以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

**【法務省】**

以下のように、刑事裁判における被害者匿名制度を骨子として入れるべきである。

(26) 法務省において、被害者が希望する場合には、刑事裁判において被害者の氏名を匿名としたまま手続を進行することができ、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名としたまま尋問や質問を行えるような制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

以下のように、住民票の原則非開示を骨子に入れるべきである。

(27) 総務省において、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付に関し、原則非公開とし、例外として正当な理由がある場合で、且つ閲覧対象が特定された請求の場合のみ開示とし、また、「正当な理由」の判断を実質的に行い、請求を越えた閲覧がなされていないかの確認を徹底するとともに、閲覧請求者の氏名、閲覧目的、閲覧対象の記録を保存し、後に濫用が発覚した場合に責任追究が可能な制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【総務省】

以下のように、被害者のための刑事司法であることが分かる骨子を入れるべきである。

(28) 刑事司法は被害者のためにも存在しなければならない。

(上記意見に対する内閣府意見)

御提示の(24)に係る内容については、検討会において、検討いただきたい。

御提示の(25)に係る内容については、検討会において、「第4回検討会において積み残した検討事項に関する最高裁判所説明資料」を踏まえ、検討いただきたい。

御提示の(26)及び(27)に係る内容については、骨子案(3)の(2. 犯罪被害者等に関する情報の保護)「ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。

【法務省】」「イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検

討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。  
【法務省】「ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】」のとおり意見の一致を見たものであり、原案どおりとしたい。

御提示の(28)に係る内容については、御意見を踏まえ、今後、犯罪被害者等基本計画の案を作成していく中で改めて議論していきたい。

基本計画骨子案の最後に附記として、以下のように記載してはどうか。

基本法第18条関係の議論の中で、政府の施策ではないが、  
最高裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた犯罪被害者等が審判廷等で被害に関する心情その他の事件に関する意見を陳述することができる制度等、被害状況・被害感情等を少年保護事件の調査・審判に反映させる制度の適切な運営に資するよう、裁判官、家庭裁判所調査官に対する必要な研修を充実していただきたい

最高裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた記録の閲覧・謄写、審判結果等の通知の制度等、犯罪被害者等への少年保護事件に関する情報提供に関する制度の適切な運営に資するよう、裁判官に対する必要な研修を充実していただきたいということで意見の一致をみた。

**(上記に対する最高裁判所意見)**

犯罪被害者等基本計画骨子案の最後に附記する案につき、意見なし。

ただし、記載する文章については、次のようにされたい。

**基本法第18条関係の議論の中で、政府の施策ではないが、最高裁判所において、次の 及び などについて、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等に対し、必要な研修等をさらに充実させていくとの説明があり、異論がなかった。**

**家庭裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた犯罪被害者等による意見陳述の制度等、被害状況、被害感情等を少年保護事件の調査、審判に反映させる制度等の重要性について理解を深めるとともに、より一層適切な運用に資するようとするものとする**

**家庭裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた記**

録の閲覧・謄写，審判結果等の通知の制度等，犯罪被害者等に対する少年保護事件に関する情報提供の制度のより一層適切な運用に資するようにするものとする

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、最高裁判所意見のとおり、修正することとしたい。

基本法第19条関係の議論の中で、政府の施策ではないが、日本弁護士連合会及び各弁護士会において、自主的に、犯罪被害者等の心情理解及び犯罪被害者等支援に関する弁護士への研修を充実して行っていただきたいということで意見の一致をみた。

本来的には、最高裁判所（、日本弁護士連合会）において、犯罪被害者等基本法を踏まえ、自らの事務に関して取り組む事項を整理・提供していただき、それを別添の参考資料として添付することがよいと考える。